

様式第六（第五十五条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不
実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来してい
ないことをお知らせするものです。

- (1)この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日を経過するま
では、書面によりクーリング・オフできます。
- (2)クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3)その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができます。ただ
し、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがあ
る旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではあ
りません。
- (4)購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを一切請求
することができません。
- (5)物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購
入業者の負担になります。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名：

契約締結日：

契約内容：

契約金額：

購入業者の名称

印

住所

電話番号

担当者氏名